

別紙

障障発第 0116001 号
老振発第 0116001 号
平成 16 年 1 月 16 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 担当部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局振興課長

「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」の一部改正について

在宅療養の介護費用の医療費控除の取扱いについては、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」（平成 2 年 7 月 27 日老福第 145 号）により行われているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

また、貴管内市町村長に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。